

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令案 新旧対照表 目次

○ 福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）</p> <p>第三条 法第十八条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとして、同項に規定する企業立地促進計画に定められているものとする。</p> <p>一 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業</p> <p>二 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業</p> <p>三 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業</p> <p>四 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業</p> <p>（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請）</p> <p>第四条 法第二十条第一項の認定を受けようとする個人事業者又は法人は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に、当該個人事業者又は法人</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（新設）</p>

の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

三 法第二十条第三項各号に掲げる避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の基準に適合する旨の別記様式第二の二による宣言書

四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 前項の申請に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

(法第二十六条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第五条 確認(法第二十六条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第三による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 福島県知事は、確認をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に對して、別記様式第四による確認書を交付するものとする。

4 福島県知事は、確認をすることができないときは、第一項の個人事

(法第十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第三条 確認(法第十八条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 福島県知事は、確認をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に對して、別記様式第三による確認書を交付するものとする。

4 福島県知事は、確認をすることができないときは、第一項の個人事

業者又は法人に対して、別記様式第五によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5・6 (略)

7 福島県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第六により当該確認を受けていた個人事業者又は法人にその旨を通知するものとする。

8・9 (略)

(法第二十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第六条 確認(法第二十七条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第七による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならぬ。

一～三 (略)

2 (略)

3 前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。

4 確認を受けた個人事業者又は法人が、当該確認を受け被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日以後新たに避難指示が全て解除された区域に当該事業所を移転し、若しくは新たに被災労働

業者又は法人に対して、別記様式第四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5・6 (略)

7 福島県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式五により当該確認を受けていた個人事業者又は法人にその旨を通知するものとする。

8・9 (略)

(法第十九条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第四条 確認(法第十九条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第六による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならぬ。

一～三 (略)

2 (略)

3 前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。

4 確認を受けた個人事業者又は法人が、当該確認を受け被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日以後新たに避難指示が全て解除された区域に当該事業所を移転し、若しくは新たに被災労働

働者を雇用する事業所を設置し、又は当該区域内に現に存する事業所において被災労働者を雇用する場合は、別記様式第十一による届出書に必要な書類を添えて、福島県知事に届け出ることができる。

5・6 (略)

(法第二十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第七条 確認(法第二十八条に規定する確認をいう。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の写しその他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書その他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 第五条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。

働者を雇用する事業所を設置し、又は当該区域内に現に存する事業所において被災労働者を雇用する場合は、別記様式第十による届出書に必要な書類を添えて、福島県知事に届け出ることができる。

5・6 (略)

(新設)

(生活の拠点を形成するために必要な事業)

第八条 法第三十五条第二項第三号ハの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業
- 二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業
- 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業
- 四 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業
- 五 法第三十五条第二項第二号に掲げる事業、同項第三号イ及びロに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業
- 六 その他内閣総理大臣が定める事業

(生活拠点形成事業計画の添付書類)

第九条 法第三十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画を提出しようとする福島県等(以下同じ。)は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 避難元市町村(法第三十四条第一項に規定する避難元市町村をいう。次号において同じ。)の住民の避難の状況を示す書類
- 二 避難先市町村(法第三十五条第一項に規定する避難先市町村をいう。)が法第三十五条第二項第二号に規定する公営住宅の整備又は

(新設)

(新設)

管理に関する事業を実施しようとする場合においては、避難元市町村の同意を得たことを証する書類

(生活拠点形成交付金の配分計画の作成)

第十条 内閣総理大臣は、福島県等から、法第三十六条第一項の規定により生活拠点形成交付金事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する交付担当大臣と協議するものとする。

(生活拠点形成交付金の交付の方法等)

第十一条 生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第三十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「交付担当大臣」という。）が行う。

2 福島県等は、交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付の対象となる事業又は事務、生活拠点形成交付金の交付の手続、生活拠

(新設)

(新設)

点形成交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

(生活拠点形成事業計画の実績に関する評価)

第十二条 福島県等は、生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 福島県等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

(産業復興再生計画の認定の申請)

第十三条 福島県知事は、法第五十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第五十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 (略)

二 法第五十一条第四項の規定により聴いた関係市町村長及び同条第二項第三号に規定する実施主体の意見の概要

三 法第五十一条第五項の提案を踏まえた産業復興再生計画（同条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。次条において同じ。） についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

四 法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第十一条第一項の規定による提案と併せて法第五十一条第一項の規定による認定の申

(新設)

(産業復興再生計画の認定の申請)

第五条 福島県知事は、法第三十八条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十一による申請書その他の法第三十八条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 (略)

二 法第三十八条第四項の規定により聴いた関係市町村長及び同条第二項第三号に規定する実施主体の意見の概要

三 法第三十八条第五項の提案を踏まえた産業復興再生計画（同条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。次条において同じ。） についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

四 法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第十一条第一項の規定による提案と併せて法第三十八条第一項の規定による認定の申

請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し

五 (略)

(産業復興再生計画の変更の認定の申請)

第十四条 福島県知事は、法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により産業復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第十七による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該産業復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第十五条 法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画(同項に規定する認定産業復興再生計画をいう。)(の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

(地熱資源開発事業に係る記載事項)

第十六条 法第五十七条第二項第三号の復興庁令で定める事項は、内容及び実施主体とする。

(法第五十七条第六項の復興庁令で定める軽微な変更)

第十七条 法第五十七条第六項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し

五 (略)

(産業復興再生計画の変更の認定の申請)

第六条 福島県知事は、法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により産業復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第十二による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該産業復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第七条 法第三十九条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画(同項に規定する認定産業復興再生計画をいう。)(の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

(地熱資源開発事業に係る記載事項)

第八条 法第四十四条第二項第三号の復興庁令で定める事項は、内容及び実施主体とする。

(法第四十四条第六項の復興庁令で定める軽微な変更)

第九条 法第四十四条第六項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの
- 二 法第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定による地熱資源開発事業に係る記載事項の追加又は変更であつて、地熱資源開発事業の趣旨の変更を伴わないもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、地熱資源開発計画（法第五十七条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）の趣旨の変更を伴わないもの

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの
- 二 法第四十五条第一項及び第四十六条第一項の規定による地熱資源開発事業に係る記載事項の追加又は変更であつて、地熱資源開発事業の趣旨の変更を伴わないもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、地熱資源開発計画（法第四十四条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）の趣旨の変更を伴わないもの